

## 医政メモ Q&A

### 医師免許制更新について

宮内義彦氏を議長とする規制改革・民間開放推進会議は、本年3月、内閣への追加答申に「医師免許更新制の導入の検討」を盛り込もうとしていた。小泉内閣もこの答申の動きを受け、閣議決定する予定の「規制改革・民間開放推進3カ年計画（改定）」の原案に、「医師免許更新制は05年度中に検討し結論を得る方針」と明記していた。これにより、医師の身分にかかわる重要事項が注目されることとなった。現状における医師免許制更新についてQ&A方式で解説した。

**Q：医師免許制更新について国民の考えはどうか**

**A：**7月3日の日本経済新聞の医療と健康に関する調査の特集記事の結果から考えてみよう。この調査は東京、名古屋、大阪に住む男女2千人を対象とするアンケート形式の調査である。医療制度に対する改革で優先的に扱ってほしい事項は、第一位が医師免許の更新制度（62.5%）であった。続いて第二位が医療事故の防止対策（47.4%）、第三位が専門医制度の充実（34.1%）であった。いずれの事項もいい医療を行ってほしいという強い希望がこの結果になったと推測される。

**Q：各界の考えはどうか**

**A：**この点に関しては「生涯教育義務化と医師免許更新制」と題する日本医事新報No 4227（2005年4月30日）が参考になる。マスコミ関係では事故を繰り返すいわゆるリピーター医師に絡めて更新の必要性を論じることが多い。日本医師会は生涯教育制度の充実と受講の義務化をもって免許更新に代えている。健保連・連合・経団連も同様の生涯教育制度を考えている。厚生労働省は医師全体の技術、資質をどうやって向上させるかを

問題提起にしている。

**Q：「医師免許更新制は05年度中に検討し結論を得る方針」は決定したのか**

**A：**決定は見送られた。自民党の行政改革推進本部総会等の合同会議で「医師の質の担保と更新制度の導入は関係ない」、「単なる医師いじめだ」（武見敬三氏）、「医療事故と免許は関係ない。免許は資格の問題で医療事故は不注意で起きており、双方をリンクさせて免許を更新制にするのはおかしい。」（西島英利氏）など議員から強い反対意見が出され、「医師免許更新制の検討」は「規制改革・民間開放推進3カ年計画（改定）」の原案から削除されることとなった。

**Q：免許更新問題はこれで終了したのか**

**A：**宮内議長は医師免許更新制度について「次のステップで取り組む。延長戦だと思っている。」と今後も医師免許更新制について議論していく考えを表明した（記者会見4月23日）。従って今後も、この「医師免許更新制」は政府や規制改革会議サイドから執拗に提案されてくるものと思われる。

最後に更新に関する背景をもう少し整理して論じてみよう。

1. 「更新の目的は問題（リピーター）医師の排除ではない。」これは厚労省が特に強調している点であり問題医師の排除の問題は処分・再教育で対応すべきである。

2. 「免許自体の更新制を導入している国はない。」米国には州ごとで免許の更新が行われているとの認識があるが、これは正確ではないという（厚生省医事課）。それは免許の更新ではなく専門医資格と臨床行為資格の更新であり、試験ではなく講習の受講が要件になっている。

3. 「臨床医以外の医師は更新の対象になるとは限らない。」規制改革会議側にも臨床行為資格の更新でもいいという議論もあるようだ。

「医療の質の向上と安全の確保」の一環としての「免許更新制」を論ずるとすれば、我々医師は、生涯にわたっての自己研鑽・自己学習に励む必要がある。現段階では、「医

師資格」の喪失ないし停止を伴う医師免許更新制は、他へ影響する問題も多く、すべきでない。「医師資格」の喪失ないし停止を伴うものは、従来どおり医道審議会（その運用上の改善が、リピーター医師対策も含めて厚労省内で検討されつつある）で行われるべきである。

（政策部担当理事 青木 伸）